

平成 31 年度（2019 年）事業計画

新潟水先区水先会は会員水先人の品位保持、水先業務の適正かつ円滑な遂行を図り船舶の安全運航に努め、さらには地域経済の活性化の一助となるよう努力する所存である。また、日本水先人会連合会の事業計画に積極的に参画するとともに、後継水先人の確保並びに教育養成のため次の事項に重点を置く事業を実施する。

2020 年度に 1 名が退会するのを前提に 2019 年度に 1 名の水先人養成を開始することとする。順調にいけば 2020 年 2 月から開業する予定である。

尚、前広に新人水先人を育成することを目的とし、2019 年度も 1 名募集することとする。

また、夏頃を目処に水先会と水先有限会社との事務所の完全分離化を図る。これは過去に何度か運輸局から指導されてきたことでもあり、実施に当たり有限会社の従業員であった事務員を 4 月 1 日付で水先会に移籍させ、有限会社の事務はパート従業員に行わせることとする。現在引き継ぎ作業中である。

水先業務実績では当水先会の収入の大部分を占める LNG 船は 2019 年度新潟東港では 55 隻（4 隻減）となっている。（H30 年度は新潟、直江津港合計 97 隻であった）

また、大型客船では飛鳥Ⅱが 4 回、他に東港 3 隻、西港に 1 隻が入港予定。再来年度も若干増える程度で一部他港にみられるような大幅な増加は無いようである。

平成 30 年度は新潟港開港 150 周年の年に当たり、当水先会や港湾関係団体が何かとマスコミにも取り上げられたが今年度はイベント等の予定はない。

1. 水先人品位保持のための事業

水先業務の品質の維持・向上をはかり、船舶交通の安全確保及び運航能率の増進に資するため水先人の品位保持等に必要な事業を行う。

- (1) 水先業務中の危険遭遇体験の情報を収集し会員水先人に提供することにより、海難事故の未然防止を図るよう総合運営委員会での検討を実施する。
- (2) 水先業務検証実施要領に基づき、検証制度を活用し会員の水先業務の実施状況を確認し品質の維持向上を図る。
- (3) 水先業務に関連する海難事故が発生した場合は、速やかにその概要を把握して日本水先人会連合会を通じて全国水先人に速報するとともに、類似事故の再発防止対策を講じる。必要であれば安全研修等により技術の改善保持を図る。
- (4) 2019 年度受講予定は以下のとおりである。

水先免状更新講習 2 名

安全講習 1 名

- (5) 昨年から導入している操船支援装置“Pilot-Pro”の有効活用を図る。
深喫水のチップ船入港を契機に取り入れたが、来年度は公共埠頭（中央西）にも従来型以上の大型船が入港する予定となっており、有効に活用し安全確保に努める。
- (6) 日本水先人会連合会及び船舶代理店等の関係者と連携し、乗下船安全キャンペーン（7月）および安全運航強調月間（9月）を実施する。
同時に、乗下船設備や航海設備等の整備状況並びに安全運航に係わる船長はじめ乗組員の取組み状況を確認し、特に優良と認められた船舶を日本水先人連合会に報告し、ベストクオリティーシップとして表彰することにより水先業務の安全確保に対する意識高揚を図る。

2. 水先業務の適正かつ円滑な遂行等に関する事業

的確な水先業務体制を確保するため、水先業務の適正かつ円滑な遂行等に関する事業を実施する。

- (1) ユーザー対応窓口あるいは業務運営委員会を通じて、ユーザー及び水先業務関係者の要望等を把握し必要な措置を速やかに講じるよう努める。
- (2) 大規模災害が発生した場合、新潟港港湾 BCP 計画を基本に関係諸団体と連携・共同して対応する。また、他の水先人会が被災した場合は、日本水先人会連合会とともに被災水先人会を支援する。
- (3) 水先業務の円滑かつ適正な遂行に資するため各種参考マニュアル及び海図書誌の整備を進める。また、新潟港での標準操船要領図を更改整理し、登録水先人養成施設等に提供し研修の一助とする。
- (4) 水先業務の適正かつ円滑な遂行のためには、会員の健康管理に務めるとともに自己の啓発を促す。
- (5) 水先人会の適正かつ透明な経理処理を図る。

3. 近隣水先区への派遣および後継者確保に関する事業

近隣水先区後継者不足に対処するため、当会水先人 2 名が近隣水先区の水先免状を取得している。この内、栖原水先人は今年度に 2 回の要請を受けた。
今後も他水先区の水先業務の確実な実施体制を維持するため必要な事業を行う。

- (1) 水先人後継者の確保が困難な近隣水先区への水先人の派遣支援制度が的確に機能するように関係諸団体と連携し協力する。
- (2) 新潟水先区での水先業務の円滑な遂行のため、引き続き要員計画を検討する。
(内容については冒頭に述べたとおりである)
- (3) 水先人の後継者確保に資するため、広報用 DVD や連合会ウェブサイトの活用、および報道機関を通じた水先関連情報の発信を推進し、水先人および水先業務に関する一般社会の理解促進を図る。

4. その他の事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため関係機関との連携・協力等を推進する。

- (1) 関係行政機関の施策および海事関係団体が実施する海難防止に関する事業に対し、水先業務に係わる知見の活用をはかり必要な協力を実施する。

主な関係諸団体は次のとおりである。

- 新潟県港湾審議会
- 新潟県保安委員会・協議会
- 日本海海難防止協会
- 新潟ポートサービス機関連絡協議会
- 新潟港排出油防除協議会
- 新潟港港湾 BCP 連絡協議会
- 新潟西港沿岸警備協力会
- 北陸信越海事広報協会
- 清港会
- 新潟港保安対策協議会
- 新潟海上保安協会
- 新潟港東港区クルーズ船受け入れに係る航行安全対策検討会

- (2) 水先業務に関係する各諸団体からの情報を会員に提供し周知指導を行う。

- (3) 直江津港、姫川港並びに柏崎刈羽原子力発電所等の関係諸団体との連携を行う。

以上